

災害医療における船舶を活用した実証訓練事業 公募要領

1. 事業の背景・目的

南海トラフ地震等の大規模災害時には、膨大な数の負傷者の発生等により医療ニーズが増大し、被災地内の医療需給が大きく崩れる状況が想定されます。このため、災害時における陸上の医療施設の機能を補完し、必要な医療を的確かつ迅速に提供する体制を整備することが重要です。こうした観点から、これまで内閣府では、方策の一つとして災害時多目的船（病院船）に関する調査・検討のほか、民間船舶や自衛隊艦艇等などの既存船舶を活用した医療活動の実証訓練等を関係省庁及び医療機関等と連携して実施してきたところです。

今年度においては、民間船舶を活用した災害医療活動についてフィージビリティを検証し、課題の調査・抽出を行います。そのため、本公募では、船舶を活用した災害医療活動に係る実証訓練を行っていただく団体を募集します。

2. 本事業の実施内容

(1) 本公募の内容

「1. 事業の背景・目的」のとおり、本公募は船舶を活用した災害医療活動に係る実証訓練を行う団体（以下「実施団体」という。）を選定するための公募です。実施団体においては、実証訓練前にワークショップにて船舶を活用した災害医療活動を行う上での課題等について議論を行っていただきます。その後、応募にて提出された提案書に基づいて実証訓練を行っていただきます。また、実証訓練終了後にはアンケートへの回答により、実証訓練で得られた知見等をフィードバックしていただきます。

具体的な事業内容は、実施団体の応募内容を踏まえて、事務局と調整のうえ、正式に決定します。

(参考) 事業の流れ



ア 実施団体の公募～選定

船舶を活用し、災害医療活動を行う可能性のある団体を募ります。本事業に応募する団体（以下「応募団体」という。）からの提出書類等に基づき事務局にて審査を行い、実施団体として選定します。

イ ワークショップの実施

実証訓練をより有効なものとするため、実証訓練前にワークショップを行っていただきます。ワークショップでは、船舶を活用した災害医療活動を行う上での実施団体の課題等について、事務局が派遣する有識者ととも議論を行っていただきます。ワークショップ実施日は令和4年11月頃から令和5年1月頃までのうち半日程度を想定しています。ワークショップの詳細内容、日時及び場所については事務局と調整のうえ決定します。

ウ 訓練の実施

実施団体による船舶を活用した災害医療活動のフェージビリティを検証するため、実施団体が作成した訓練計画に基づき実証訓練を行っていただきます。実証訓練を実施する日は令和4年11月頃から令和5年1月頃までのうち半日程度を想定しています。実証訓練の詳細内容、日時及び場所については、事務局と調整のうえ決定します。

【訓練項目例】

- ・ 船舶への医療資器材の搭載及び利用
- ・ 船内への患者の搬入及びトリアージ
- ・ 患者の安定化措置
- ・ 船外への患者の搬送
- ・ 広域災害救急医療情報システム等の利用 等

エ アンケートへの回答

実証訓練終了後、事務局が作成するアンケートへ回答していただき、実証訓練から得られた知見や課題についてフィードバックを行っていただきます。

(2) スケジュール

令和4年7月1日(金)～7月18日(月)	周知期間
令和4年7月19日(火)～8月10日(水)17時	応募書類提出期間
令和4年8月下旬まで	結果通知
令和4年8月下旬～	事務局との調整
令和4年11月頃～令和5年1月頃	ワークショップ・実証訓練の実施

3. 応募要件

応募団体は、民間事業者、一般社団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、独立行政法人等の単独団体または本事業のために2者以上で構成された共同体とします。

(1) 単独団体の場合

①～④の要件をすべて満たすこと。

- ①本事業の目的を十分に理解し、事業の遂行において的確な管理体制と処理能力を有すること。
- ②各種法令に基づき、事業を実施すること。
- ③以下の条件をすべて満たす船舶を保有または貸借により確保できること。
 - ・災害医療活動を行うことができるスペースを有する。
 - ・災害医療活動を行うことができる設備（電源等）を備えている。
 - ・岸壁に着岸することができ、資器材や人員の搬入及び搬出が可能である。
- ④実証訓練に必要な人数の医療従事者（医師、看護師等）を確保できること。

(2) 共同体の場合

以下の要件をすべて満たすこと。

- ・共同体の代表団体を決定し、代表者団体が中心となり応募すること。
- ・共同体の構成員のすべてが上記①及び②を満たすこと。
- ・共同体の構成員のいずれかが上記③を満たすこと。
- ・共同体の構成員のいずれかが上記④を満たすこと。

4. 実証訓練の実施方法、費用等

(1) 実施方法

実施団体は、事務局との調整のもと、事務局からの支援を受け、応募により提案いただいた内容に主体的に取り組んでいただきます。

本事業は補助金ではありません。実施団体によるワークショップ及び実証訓練に係る取組に対して、実際に必要な費用を予算の範囲内で事務局が負担します。

(2) 対象経費

事務局が負担する対象となる経費は、実証訓練の実施のために直接必要な費用であって、表1に掲げる費目に該当するものとします。表1に掲げた費目に該当しない経費は対象となりません。

(3) 経費の支援

事務局が負担する経費に係る本事業全体の予算総額は、謝金・旅費については7百万円（税抜）、消耗品・その他諸経費については13百万円程度（税抜）です。

実施団体への配分については、実施団体数の多寡や実施内容（訓練項目、実証訓練に用いる船舶の規模、実証訓練の参加者数等）に応じて事務局にて調整します。

表 1

費目	対象となる経費	事務局の予算総額
謝金	実証訓練の実施に必要な技術の提供に要する経費 ・実証訓練参加の役務の提供への謝金 ※国の支出基準による。 ※実施団体に所属する参加者は除く。	7 百万円 (税抜)
旅費	実証訓練の実施に必要な出張に係る経費 ・実証訓練の参加者の国内出張または移動に係る経費 (交通費、宿泊費)	
消耗品費	ワークショップ及び実証訓練を行うために必要な物品の購入に要する経費 ・紙、文房用具類等 ・船舶の使用に要する燃料 ※本事業のみで使用されることが確認できる経費に限る。	13 百万円 (税抜)
借料及び 損料	ワークショップ及び実証訓練の実施に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費 ・ワークショップに必要な会場、物品等のリースに係る経費等 ・実証訓練の実施に必要な船舶、医療資器材のリース、レンタル及び使用に係る経費等	

(4) その他の支援

必要に応じ、実証訓練に直接必要な資器材等については、表 1 の予算の範囲内で事務局が調達します。なお、資器材等については、表 2 の品名を想定しています。

また、ワークショップ及び実証訓練の企画段階から、アドバイザーとして、有識者 1 名を派遣します。

表 2

区 分	品 名
指 揮 所 モジュール	パソコン、プリンター、プロジェクター、スクリーン、医療搬送カルテ等、船舶用衛星携帯電話、拡声器
診 療 モジュール	搬送用モニター、輸液ポンプ、搬送用人工呼吸、携帯用吸引器、携帯用超音波診断装置、自動体外除細動器、10ℓ酸素ボンベ（流量計付減圧弁を含む）、携帯型・酸素濃縮装置、救急カート、包帯交換カート、折畳式機械台、携帯式レントゲン装置、DMAT標準薬剤、DMAT標準薬剤以外の薬剤等
収 容 モジュール	点滴架台、医療廃棄物入れ、簡易ベッド、毛布、折畳式パーテーション、仕切り用カーテン（2m×1.8m）
搬 送 モジュール	折畳式担架、折畳式バックボード、ターポリン担架、各種車椅子、折畳式ストレッチャー（リッターキャリア）
管 理 モジュール	折畳み机、折畳み椅子、折畳み式ホワイトボード、カゴ台車、カゴ台車固定ベルト、カゴ台車用ルーフ、資器材搬送用折畳台車、テント
消 耗 品	筆記用具、マグネット、マーカー、ホワイトボード用イレイサー、模造紙、メッシュベスト等

5. 応募手続き

(1) 提出書類

- ・ 様式 1：応募申請書
- ・ 様式 2：実施提案書
- ・ 様式 3：実証訓練で使用する船舶の情報
- ・ その他参考となる資料（団体概要がわかるパンフレット等）

(2) 提出方法

原則として電子メールでの提出とします。

件名を「【応募書類提出：●●●●（団体名を記載）】災害医療における船舶を活用した実証訓練事業への参加について」としてください。

(3) 提出先

災害医療における船舶を活用した実証訓練事業事務局

（株式会社 富士通総研内）

E-mail: fri-naikakufubousai@dl.jp.fujitsu.com

(4) 提出期限

令和 4 年 8 月 10 日（水）17 時まで（必着）

(5) 提出に当たっての注意事項

- ・提出書類に使用する言語は日本語とします。
- ・提出書類の差替えは認めません。
- ・提出書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。
- ・提出書類については、本事業における選定以外の目的で使用することはありません。
- ・提出書類の記載内容等に関する確認のために、事務局から連絡先に記載されたご担当者ご連絡する場合があります。

6. 選定

(1) 選定団体数

3団体程度を予定しています。

(2) 選定方法

応募団体からの提出書類に基づき、「(3) 選定基準」により事務局が審査を行い、実施団体を選定します。なお、多数の応募があった場合、選定基準を満たしていても不選定となる場合があります。

(3) 選定基準

【基本事項】

応募要件を満たしているか

【提案内容の適格性】

本事業の趣旨に合致しているか

目的の達成に必要な実施内容が盛り込まれているか

【事業遂行の確実性】

実現可能性のある具体的な計画であるか

事業を確実に遂行する能力を有しているか

事業実施に当たり、関係機関等との調整及び連絡体制が取れているか

【事業実施体制】

計画を適切に推進できる体制となっているか

計画遂行に必要な組織、人員等を有し、役割が適切に分担され明確化されているか

7. 選定結果の通知

令和4年8月下旬までに事務局から選定団体に対して電子メールにて通知します。選定または不選定の理由に関する質問にはお答えできかねますので、あらかじめご了承ください。

なお、選定に当たっては、実証訓練の実施に関する条件を付すことや、提案内容の変更を条件として付す場合があります。

8. 問合せ先

災害医療における船舶を活用した実証訓練事業事務局

(株式会社 富士通総研内)

E-mail: fri-naikakufubousai@dl.fujitsu.com

※件名を「【問合せ：●●●●(団体名を記載)】災害医療における船舶を活用した実証訓練事業について」としてください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、在宅勤務等により担当者が不在の場合も多いため、お問合せは電子メールに限定させていただきます。内閣府や事務局への訪問や電話によるご連絡はお控えください。

9. 留意事項

提出書類等について

- (1) 提案内容に、実現見込みのない取組を記載しないでください。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行う等の場合は、本応募を無効とします。選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の全額または一部が支払われないことがあります。
- (3) 選定過程及び選定後において、必要に応じて有識者による意見等を踏まえ、提案内容を変更していただくことがあります。

事業経費・精算について

- (1) 事業経費については、証拠書類の写しを提出いただき、対象経費であるかを事務局が精査し、額が確定した後、精算払いとなります。

その他

- (1) 本事業は、補助金や交付金の類ではなく、内閣府における調査事業の一環として行うものです。
- (2) 応募申請に関する個人情報は、「災害医療における船舶を活用した実証訓練事業」に必要な範囲内で適正に利用します。